

# 茨城県水防協議会条例

昭和 25 年 7 月 30 日

茨城県条例第 34 号

**第 1 条** 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 5 項の規定に基き県内の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため茨城県水防協議会（以下協議会という。）を設置する。

**第 2 条** 協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。

2 知事は必要と認めたときは委員の外に顧問及び参与若干人をおくことができる。

3 顧問及び参与は関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから知事が命じ又は委嘱する。

4 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べ参与は協議会に出席し意見を述べることができる。

（平 25 条例 47・一部改正）

**第 3 条** 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは予め会長の指定した委員がその職務を代行する。

**第 4 条** 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間としその他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 知事は特別の理由があると認めたときは前項の規定に拘わらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

**第 5 条** 会長は会議を召集しその議長となる。

**第 6 条** 協議会は委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

**第 7 条** 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は上司の命を受け庶務に従事する。

**第 8 条** 前各条に定めるものの外必要な事項は協議会に諮り知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年条例第 47 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。